

平成30年度第2回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成30年10月30日(火) 午前10時から午前11時15分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 第32会議室
- 3 出席者 委員5名

(1) 委員

委員長	大西均	(公認会計士)
委員長代理	紀伊雅敦	(香川大学工学部教授)
委員	春日川路子	(香川大学法学部准教授)
委員	富家佐也加	(弁護士)
委員	西成典久	(香川大学経済学部准教授)

(2) 市側出席者

森田財政局次長(契約監理課長事務取扱)、國方契約監理課技術検査室長、後藤契約監理課長補佐、増尾契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、松本建築課長、里石公園緑地課長、植田地域振興課長、宮内人権啓発課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 報告

ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

(ア) 工事等の発注状況について

平成30年5月から8月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 55件 公募型指名競争入札 83件 随意契約 2件
随意契約(緊急工事) 10件

合計 150件 約3億7,618万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 13件 随意契約 20件

合計 33件 約2億7,096万円

(イ) 指名停止の状況について

平成30年5月から8月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 1者

(2) 審議(抽出事案について)

平成30年5月から8月発注工事のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 吉光文化センター大規模改修工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ 五番町西宝線外6路線道路植栽維持修繕工事
公募型指名競争入札 造園工事
- ウ 屋島コミュニティセンター改築実施設計業務委託
公募型指名競争入札 建築関係建設コンサルタント
- エ 地域交流センター（仮称）・中部総合センター（仮称）整備実施設計業務委託
随意契約 建築関係建設コンサルタント

(3) その他

- ・次回の会議の日程 平成31年2月

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「吉光文化センター大規模改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回る額の応札により、失格となっている業者があるが、その原因は何だと考えているか。 ・最低制限価格は、どのように設定しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築一式工事については、土木系工事とは異なり、多くの場合、設計に見積りが含まれており、また、各企業の積算能力等にも起因し、応札額にばらつきが生じることがあるが、本件については、確実な受注を得るため、最廉価での応札を目指した結果、最低制限価格を下回り、失格となったものと想定している。 ・最低制限価格は、予定価格に最低制限価格率を乗じて算出するが、本市における最低制限価格率については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準モデルに準拠した算定方法としている。 なお、最低制限価格率の算定方法については、本市ホームページで公表しており、直接工事費等を適正に積算できれば、最低制限価格率は、比較的、容易に算出できるものと認識している。

<p>・廉価での応札は受注意欲の現れだと考えられるが、最低制限価格を下回った業者を一律に失格とする以外の方法は無いのか。</p> <p>・文化センターの機能や設備の仕様は、どのように決定したのか。</p>	<p>・受注を目指す各企業の熱意は多とするものの、一方で、最低制限価格制度は、ダンピング対策、工事品質確保、下請業者の保護等の観点から導入しているものであり、今後とも適正な制度運用に努めてまいりたい。</p> <p>・国で定められた要綱に基づき、必要とされる機能や設備を、設計に反映させたものである。</p>
<p>「五番町西宝線外6路線道路植栽維持修繕工事」</p> <p>・本案件については、最低制限価格を下回ったことによる失格者が多数見受けられるが、失格となった原因は、調査・分析しているのか。</p> <p>また、廉価での応札は企業努力の側面もあり、市にとっても公費節減の観点から、何らかの対応を検討しても良いのではないか。</p>	<p>・本市では、いずれの応札者も最低制限価格を下回り、不調となったような一部の案件を除き、基本的に、失格者からの聴き取りや、応札者から提出された積算内訳書の分析などの調査は行っていない。</p> <p>また、近年、発注件数が総じて減少傾向にある中、受注を得るがために、最低制限価格と同価の応札を行う企業の努力や姿勢を否定するものではないが、一方で、公の発注機関として、不当なダンピングを行う企業の排除や、工事品質を確保する観点等から、今後とも、最低制限価格制度は維持してまいりたい。</p>
<p>・国と高松市では状況が異なる可能性があるため、市の状況を反映した独自の最低制限価格制度を導入できないか。</p> <p>「屋島コミュニティセンター改築実施設計業務委託」</p> <p>・本案件の落札率は、極めて低いが、建設コ</p>	<p>・本市独自での設定は困難である。</p> <p>なお、現時点では、業界団体等からも、国の基準と異なる最低制限価格制度の導入についての要望等は寄せられていない。</p> <p>・建設工事とは異なり、役務的な作業が主で</p>

<p>ンサルタント業務に最低制限価格制度を導入していない理由を問う。</p> <p>「地域交流センター（仮称）・中部総合センター（仮称）整備実施設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の業者が決まった経緯はどのようなものであったか。 ・基本設計の段階で、実施設計や工事監理を随意契約する予定があると伝えているのか。 	<p>あること等を踏まえ、現在のところ、本市では建設コンサルタント業務に最低制限価格制度は導入していない。</p> <p>なお、本市では、コンサルタント業務の受注者の決定に当たっては、公募型指名競争による価格競争を原則としているが、例外的に、実施設計業務の受注者との間では、工事の適切な施工を担保する観点等から、地方自治法施行令の関係規定に基づき、工事監理業務を随意契約することを常としており、この点もトータルに踏まえ、廉価で応札する場合もあるものと想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月に、公募型指名競争入札に付したところ、4者からの応札があり、価格競争の結果、今回の受注者に決定したものである。 ・通常、プロポーザルに付した案件では、基本設計の受注者と、これに引き続く実施設計を随意契約する予定である旨を、あらかじめ示している場合が多いと認識している。 <p>一方、公募型指名競争入札の案件では、その旨を明記していない場合もあるが、本市の案件に応札する業者は、基本設計と密接不可分の関係にある実施設計や工事監理業務を、本市では、随意契約としていることを認識しているものと思われる。</p>
---	--